

令和3年度 第1回
富士市都市計画審議会会議録

令和3年7月8日(木)
富士市庁舎10階 全員協議会室

1 開催日時

令和3年7月8日（木）午後2時から4時10分まで

2 会場

富士市庁舎10階 全員協議会室

3 出席委員12人

- (1) 1号委員 牧田 一郎、藁科 靖、小林 武司、大山 勲
- (2) 2号委員 太田 康彦、井出 晴美、佐野 智昭、山下 いつみ、長谷川 祐司
- (3) 3号委員 青木 直己、杉山 厚吉、渡邊 英樹

4 欠席委員3人

- (1) 1号委員 杉山 岩雄、亀井 暁子
- (2) 3号委員 井出 清市

5 説明部署、事務局等の職員

- (1) 都市整備部
部長 中田 浩生
- (2) 都市計画課
課長 野毛 史隆
調整主幹 井出 剛洋
主幹 廣瀬 和彦、三尋木 奈緒
担当 石川 泰、金指 拓真、新毛 郁史、島村 夏実

6 議題

- 報告 都市計画マスタープランの策定方針について
- 報告 都市計画道路必要性再検証について
- 報告 第四次国土利用計画（富士市計画）の改定について

事務局
三尋木

定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回富士市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本審議会事務局であります、都市計画課の三尋木と申します。

よろしく願いいたします。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用と、着席での説明・発言となりますことを、ご了承願います。

それでは、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱ですが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、公開での開催といたします。

議事録につきましても公開となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承願います。

次に、本日の欠席について報告いたします。

第1号委員の「杉山 岩雄」委員、「亀井 暁子」委員、第3号委員の「井出 清市」委員から、所用により欠席との御連絡をいただいております。

これにより、本日の出席委員は「12」人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

続いて、「次第2 市長挨拶」です。

小長井市長、お願いいたします。

小長井市長

本日は、大変お忙しい中、令和3年度第1回富士市都市計画審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日頃から本市の都市づくりの推進に格別の御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は3つの報告案件を予定しております。

1つ目は、本市の今後の都市づくりの方針を示す重要な計画である「都市計画マスタープランの策定方針について」であります。

現行のマスタープランは、平成25年度に策定しておりますが、令和5年度末に策定から10年を迎えることから、本年度から3か年かけて昨今の社会経済情勢などを踏まえ策定する予定でありますので、その策定方針を御説明いたします。

そのほか、「都市計画道路必要性再検証について」及び「第四次

小長井市長

国土利用計画（富士市計画）の改定について」御説明いたします。

いずれの報告案件も、本市が持続可能な都市であり続けるための重要な案件でありますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
三尋木

申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、「次第3 報告案件」に入ります。

富士市都市計画審議会条例 施行規則 第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

大山会長、お願いいたします。

議長
大山会長

皆様、こんにちは。

議長を務めさせていただきます、大山です。

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の報告案件について、議事を進めます。

本日は3案件ありますが、まずは、「都市計画マスタープランの策定方針について」です。

都市計画課から御説明をお願いします。

都市計画課
廣瀬

都市計画課の廣瀬です。

よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の報告案件『都市計画マスタープランの策定方針』について、御説明いたします。

資料1をご覧ください。

本市では、概ね20年後の将来を見据えた都市づくりのプランである「都市計画マスタープラン」を平成16年に初めて策定し、平成26年には、策定後10年を経過したことや人口減少時代が到来したことから、2度目のマスタープランを策定しております。

その後、平成31年3月にマスタープランを具現化したプランである「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」を策定し、都市の魅力と活力の向上や、市街地拡大の抑制等を図り、集約・連携型都市づくりを更に進めているところであり、基本的には、今後もこの考え方に基づき都市づくりを進めるべきと考えております。

しかしながら、SDGsの達成、デジタル社会の実現、脱炭素社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大など、改めて昨今の社会動向の変化に対応した今後の都市づくりの方向性を示す必要があります。

ます。

このため、集約・連携型都市づくりの推進という、基本的な考え方は継承いたしますが、昨今の社会動向や昨年度行われました国勢調査などを踏まえながら、マスタープランを本年度から3か年かけて、チューンアップいたします。

この策定方針は、策定に取り組むスタートとして、とりまとめたものでありますが、今後、多くの市民や事業者の皆様から御意見を伺いながらマスタープランを策定し、本市が、富士山にふさわしい持続可能な都市となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

1 ページをご覧ください。

「1 都市計画マスタープランとは」です。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市計画の最上位計画であります。

また、将来目指すべき都市の姿を定めるなど、長期的な都市づくりの考え方を示しており、都市計画の決定・変更の際の根拠となる等の役割があります。

本日、現マスタープランの概要版を配布いたしましたので、後程、御確認していただければ幸いです。

「(2) 位置付け」であります。本マスタープランは、県策定の「整備、開発及び保全の方針」や市策定の「総合計画」「国土利用計画」といった上位計画に即するとともに、農業、環境、防災など関連する他分野の計画と整合・連携を図るものであります。

また、集約・連携型都市づくり推進戦略は、本マスタープランを具現化したプランとして策定するもので、具体的な施策を位置付けるとともに、設定した数値目標等を示しております。

2 ページをご覧ください。

「2 策定の必要性」です。

現マスタープランの目標に、昨今の社会動向の変化を踏まえた重視する観点を加え、策定の必要性を整理いたしました。

人口減少を前提として、集約・連携型都市づくりを進めることは不変であるものの、現計画で整理した基本方針の全ての分野において、昨今の社会・経済情勢等を踏まえ、チューンアップする必要が生じております。

下段の「(2) 重視する観点」をご覧ください。

重視する観点を3つ整理いたしました。

1つ目は、人口減少下における更なる持続可能性の追求です。

本市では、SDGs 未来都市計画や国土強靱化計画などを策定しており、経済政策との連携やデジタル技術を活用した都市機能の高度化などを図りながら、持続的に発展するスマートな都市づくりを進めることが重要と考えております。

2つ目は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした今後の都市づくりの追求です。

コロナにより生じたライフスタイルなどの変化を踏まえ、働く場と居住の場、都市交通ネットワークのあり方など、都市を見つめ直し対応することが重要と考えております。

3つ目は、本市の地域特性を踏まえた都市づくりの追求です。

本市では、地域の力を発揮できるまちづくりを進めておりますが、ライフスタイルや価値観が多様化しておりますので、地域住民などとの連携による都市づくりの推進が重要と考えております。

3ページをご覧ください。

現計画の視点と目標に重視する観点を加えて整理した基本方針ごとのチューンアップのポイントを整理いたしました。

まず「土地利用」では、都市のスポンジ化の進行への対応や、市街化区域内農地の活用のほか、新たな産業の誘致などが求められていることから、次の報告事項で御説明いたします「国土利用計画」に即し、魅力と活力ある土地利用を積極的に展開していく必要があると考えております。

次に「都市交通」では、コロナの感染拡大に伴い、ニューノーマルに対応した都市交通政策が求められておりますので、MaaS等の最新技術の活用や、まちなかウォークアブルの推進など、総合的な交通戦略を推進していく必要があると考えております。

次に「都市環境」では、森林保全を進めるとともに、エネルギー効率の良い低炭素型の都市構造へ誘導する必要があると考えております。

次に「都市防災」では、全国各地で大規模な自然災害が頻発・激甚化しており、全ての人にとって安全・安心な都市づくりの実現に向けて取り組む必要があると考えております。

最後に「都市景観」では、多くの方が自宅周辺で過ごす時間が増え、身近な環境や自然資源の重要性が再認識されておりますので、公園や緑地等の戦略的活用や充足などを図る必要があると考えております。

4ページをご覧ください。

「3 新たな都市計画マスタープランの策定方針」です。

「(2) 目標年次」であります。集約・連携型都市づくりは、時間をかけて実現を目指すものであることや、計画策定の根拠となる国勢調査の実施時期等を踏まえ、目標年次を概ね20年後の令和27年といたします。

「(3) 策定姿勢」であります。策定段階から今後の都市づくりの考え方を市民・企業等と共有することが重要であります。

このため、市民懇話会や地域別懇話会を設置するなど、市民の声を反映するとともに、EBPMに基づき、定量的かつ客観的な資料を提示し、理解を得ながら計画策定を進めたいと考えております。

5ページをご覧ください。

「(4) 計画の構成」です。

本マスタープランは、法定計画であることから、国が定めた都市

計画運用指針に基づき策定いたしますので、計画の構成は、概ね現計画と同様とし、課題を整理した上で方向性を設定して、全体構想を示します。

また、全体構想に即しつつ、市内26地区を6つのブロックに分け、それぞれの特性や特徴等を盛り込んだきめ細かな地域別構想を策定いたします。

さらに、これは本市独自の部分になりますが、全体構想の「まちなか」に特化した、より具体的な計画である「まちなかまちづくり構想」も現計画と同様に策定したいと考えております。

6ページをご覧ください。

「(5) 策定体制」です。

現計画では、市民懇話会や地域別協議会を設置するなど、多くの方から貴重な御意見を伺いながら策定いたしました。

今回も同様の体制で策定したいと考えており、策定体制のイメージ(案)にありますとおり、「市民懇話会」や「地域別懇話会」、「まちなか懇話会」を設置するとともに、パブリック・コメントや市民意向調査を実施し、市民の皆様の意見を反映しながら、策定いたします。

8ページをご覧ください。

「(6) 策定スケジュール(予定)」です。

本年度から令和5年度までのおおまかな策定作業の流れです。

本年度は、国勢調査やスマートフォンから得られる位置情報等から現状を分析するとともに、アンケートや市民懇話会を開催し、課題を整理した上で、全体構想を検討いたします。

令和4年度は、地域別懇話会を開催しながら地域別構想を検討し、本マスタープラン全体の素案を作成いたします。

そして令和5年度は、パブリック・コメントを実施後、都市計画審議会に付議し、マスタープランをとりまとめます。

また、令和4年度から2か年をかけ、本マスタープランの具現化版である「集約・連携型都市づくり推進戦略」を見直したいと考えております。

なお、本マスタープランは、都市計画審議会に付議し答申をいただいた後に策定となりますが、下表にありますとおり、本年度末と令和4年度末に中間報告させていただき、御意見を反映してまいりたいと考えております。

10ページをご覧ください。

「4 集約・連携型都市づくり推進戦略の見直し」です。

本市では、市街化区域を対象とした立地適正化計画と市街化調整区域の土地利用方針で構成する「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」を平成31年3月に策定しておりますが、概ね5年ごと成果を検証し、計画の見直し改善を図ることとしております。

また国は、昨年度、立地適正化計画に防災指針の盛り込みを義務付けておりますので見直しを予定しております。

都市計画課
廣瀬

具体的に、「(1) 立地適正化計画の見直し」は、防災指針の盛り込みのほか、居住誘導区域や誘導施策、数値目標等を見直したいと考えております。

また、「(2) 市街化調整区域の土地利用方針の見直し」は、都市計画法に基づく地区計画の適用候補地区の見直しのほか、現在、地区住民等の皆様とともに取り組んでおります地区計画の説明会や勉強会の御意見を踏まえ、ガイドラインの見直し等を予定しております。

以上が策定方針であります。この方針は、あくまで現段階での予定であり、今後公表される国勢調査の結果や本市の取り巻く状況などにより変更が生じる可能性があると考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様にと丁寧説明し多くの御意見をいただきながら、策定に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長
大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、御意見がございましたら、お願いいたします。

はい、青木委員。

青木委員

3 ページ「(3) 策定(チューンアップ)のポイント」の「都市防災」についてですが、土砂災害警戒区域の指定も終わっている中で、今後どのような対策を講じるかが課題だと思います。

そのうえで、「災害が起きても都市活動を継続でき、」という文章が気になりました。

災害が起きてからの対応ではなく、まずは起きる前の対策として、「複合災害を見据えた事前防災まちづくりを推進する必要があります」という部分が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

都市計画課
井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

おっしゃる通りでございます。

また、富士市においては土砂災害警戒区域が53箇所、土砂災害特別警戒区域が32箇所指定されております。

その中には住宅地があり、市民が居住しておりますので、そのことを踏まえて、計画策定に向けての各種調査に取り組み、具体的な対策を講じていきたいと考えております。

さらに、国土強靱化計画等の他の関連計画とも連携し、できる限り内容を盛り込んで、様々な視点から捉えていきたいと思っております。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょう。

はい、太田委員。

太田委員

2点伺いたいことがあります。

1点目は、2ページ「(2) 重視する観点」の「新型コロナウイルス

太田委員

ス感染拡大を契機とした今後の都市づくりの追求」についてです。
感染症と都市の形にどの程度関連性があるのでしょうか。
都市の形そのものが変化するか、あるいは、都市の形が変化する速度を感染拡大が早めているのか、その捉え方についての基本的な姿勢を教えてくださいたいです。

2点目は4ページ「(3) 策定姿勢」の「EBPM」についてです。
都市計画の分野においては、データを解析、蓄積する機会が多いかと思いますが、都市計画マスタープランを策定する中で、EBPMをどのように反映していくのか、伺いたいです。

都市計画課
井出調整主幹

まず1点目についてですが、新型コロナウイルスとまちづくりの構想については、国や県においても議論の最中です。

とりわけ国においては、60人の有識者から意見をもらい、「新型コロナウイルスを契機としたまちづくりの方向性」について論点を整理しており、昨年8月に中間報告を公表しています。

その中間報告では、地方都市においては、居住の場、働く場、憩いの場など、多様な機能を備えた居心地の良いウォークアブルな空間づくりを進めることのほか、住宅地においては、オープンスペースやグリーン空間、サテライトオフィスの設置等が必要であることなどが提言されています。

また、コロナ禍における自然災害等、複合災害を見据えたまちづくりも重要とされています。

それらを踏まえまして、2ページ「新型コロナウイルス感染拡大を契機とした今後の都市づくりの追求」では、これらの要素を可能な限り盛り込んだ内容といたしました。

今後、様々な情報や御意見を踏まえたうえで、都市づくりのあり方を議論していきたいと思えます。

続いて2点目についてですが、EBPMは一言でいうと、「データに基づく政策立案」という意味です。

都市計画においては、人口推計や都市構造、土地利用状況、交通状況など、これまでもデータに基づいて計画立案をしてまいりましたが、その内容を分かりやすく提示し、計画を共有できることが重要だと考えられます。

この姿勢は今後も変わらずに続けていくという意味で、改めてここにお示しいたしました。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

はい、佐野委員。

佐野委員

2点、意見があります。

1点目は1ページ「(2) 位置付け」に示されている「関連計画と整合・連携を図る」という内容についてです。

例えば、都市計画マスタープランが上位計画となり、それに基づいて他の計画が策定されている場合があるかと思いますが、こうい

佐野委員

った既存の計画に新しく策定するマスタープランを重ね合わせるだけの内容になってしまうことも想定されます。

都市計画マスタープランは20年先を見据えたものであるため、将来を見据えて、大きく変えるべき点は変更していく必要があると思いますので、ぜひそのような視点も取り入れて策定を進めてほしいと思います。

2点目は1ページ「(3) 役割」で示されている「都市づくりの担い手のためのガイドライン」についてです。

都市計画マスタープランは方針や考え方を示す計画ですが、それに基づいて具体的にどう進めるかが重要かと思います。

市民や委員も含めて、まちづくりを具体的に進める方策を示してほしいと思います。

その中でも、5ページ「(4) 計画の構成」には、簡単に書かれた内容が多いと感じましたので、まちづくりを実践していくための充実した方策を示してほしいと感じます。

都市計画課

井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

御意見を尊重したうえで策定に臨みたいと考えております。

1点目についてですが、おっしゃる通り、都市計画マスタープランは20年先を見据えたプランです。

既存の計画を単純に盛り込み、重ね合わせるだけではなく、策定したマスタープランに基づいて、今後の他の計画が変更されるような要素を十分に取り入れたいと思います。

2点目についてですが、都市計画に関する様々な課題は、行政だけで解決できず、市民や事業者、関係団体と連携して取り組む必要があります。

このため、都市づくりの実現に向けて、連携のあり方や進め方、手法等をできる限り具体的に盛り込みたいと思います。

とりわけ、地域別構想においては、総合計画やまちづくり活動推進計画、まちづくり行動計画等に位置付けられている取組を盛り込むとともに、地域住民が希望するまちの将来像を反映し、共有できるように策定に臨みたいと考えています。

議長

大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

はい、山下委員。

山下委員

3ページ「(3) 策定(チューンアップ)のポイント」の「都市景観」についてです。

木々が生い茂り、急な災害時には危険だと感じる道路が各所で見受けられます。

これから、都市景観の整備を充実させていくにあたって、街路樹の整備・保全も計画の考えの中にも含まれるのでしょうか。

都市計画課 井出調整主幹	<p>景観を保つことは重要であるため、街路樹の整備・保全についての記載も含めたいと考えています。</p> <p>緑地のメンテナンスという意味合いで言うと、今あるものをいかに残して、守っていくかという時代であるため、街路樹だけでなく、他の様々な内容についても、同じように考えていきたいと思えます。</p>
山下委員	<p>県外からの来訪者が、市役所前の通りの並木が整備されていて美しく、地方都市でここまで綺麗に大きな木々が並んでいるのは素晴らしいと褒めていましたので、ぜひ、都市景観の内容を盛り込んでいくよう、よろしく願いいたします。</p>
議長 大山会長	<p>他に質問、御意見はいかがでしょうか。</p> <p>はい、井出委員。</p>
井出委員	<p>市民に対して十分に説明し、最終的な冊子も分かりやすい内容にしてもらいたいと思います。</p> <p>そのうえで、4ページ「(3) 策定姿勢」の「EBPMに基づく計画の策定」について質問します。</p> <p>「市民一人ひとりに現状を十分に理解してもらい、取組への協力や行動変容などに繋げていくことが重要であるため、計画の必要性や妥当性について、可能な限りデータの見える化を図るとともに、定量的かつ客観的に資料を市民に提示し、理解を得ながら計画策定を進めます」と示していますが、「EBPMに基づく計画の策定」とはどのように関連するのか、もう一度説明をお願いします。</p>
都市計画課 井出調整主幹	<p>「策定姿勢」という題目に位置付けられているように、「EBPMに基づく計画の策定」とは、これから策定にあたって、どのような形でまとめるのか、取り組むのかという考え方を示したものでございます。</p> <p>計画策定にあたっては、市民の声を大事にし、計画に反映させることに加えて、十分に理解していただくことが重要でありますので、そのためにはデータに基づく根拠を明示することが必要となります。</p> <p>基本的にはこれまで通り、分かりやすい資料を作成し、誰もが納得できる計画づくりをしていく姿勢を示した言葉だと御理解いただきたいと思います。</p>
井出委員	<p>「EBPMに基づく計画の策定」とあったので、何かしら新しい方針を作り、それに基づいて計画策定を進めるのかと思いました。</p> <p>聞きなれない言葉に感じましたが、策定にあたって、市民が理解しやすいものを「EBPM」という形で作成していくということでしょうか。</p>
議長 大山会長	<p>今の質疑について、私からもよろしいでしょうか。</p> <p>都市計画マスタープランは都市計画の大枠を示す計画ですが、市</p>

議長
大山会長

民への行動変容や協力の促進、まちづくりの具体的な活動への支援、地域別の取組等をマスタープランにもう少し具体的に落とし込んではどうかと思います。

資料1を見ると、全体的に具体的ではないように感じます。

市民懇話会等では、具体的な議論が出てくると思うので、目標としては10年～20年先だが、その大きな方向に向けて、まずは1～2年先にできることは何かについて、マスタープランに盛り込んではいかがでしょうか。

そうすると、市民の活動がマスタープランの方針の一部分となり、最初の第一歩となりやすいのではないかと思います。

都市計画課
井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

おっしゃる通り、市民への説明は、より具現化したものが必要であると思います。

これを踏まえて、本市では平成31年3月に「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」を策定し、こちらは5年程度に見直しを行う計画ではありますが、数値目標の設定や具体的な施策等を盛り込んでおります。

「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」も、来年度からマスタープランと並行して策定を進めていきますので、市民の皆様には両計画を併せて説明することで、御理解を得られるように取り組んでいきたいと考えております。

議長
大山会長

「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」は都市計画マスタープランの一部を具現化した内容でありますので、他の内容としても、付録や資料でも良いので、市民懇話会等で考えた具体事例が含まれていると、「まずはやってみよう」という気持ちになり、具体的なまちづくりが進むのではないかと思います。

これは書き方の問題なので、強く主張するわけではないですが、可能であれば検討していくのも一つの方法かと思います。

また、別に質問があります。

1ページ「(2)位置づけ」で示された関連計画のうち、「富士市緑の基本計画」、「富士市住宅マスタープラン」、「富士市地域公共交通計画」について、都市計画マスタープラン策定の後に改正の予定はあるのでしょうか。

都市計画課
井出調整主幹

「富士市緑の基本計画」は平成28年度に策定され、10年計画です。

「富士市住宅マスタープラン」は今年度策定予定であり、「富士市地域公共交通計画」は昨年度策定されました。

そのため、すぐに改定することは基本的にはないと思いますが、適宜見直しを図ることはあるため、その際に反映してもらえような計画策定を目指します。

議長
大山会長

わかりました。

もう1点、先程、青木委員から意見がありました3ページ「(3)策定(チューンアップ)のポイント」の「都市防災」について、意見があります。

近年、事前防災まちづくりの分野では、ハード中心からソフト中心へと切り替わってきていたのですが、広島や真備町、熱海の災害を受けて、ハード面の事前防災や土地利用の規制が重要だという認識が再び広がっています。

この背景には、雨の降り方の変化があり、従来安全とされてきた場所が危険になってきています。

富士市もソフト面だけではなく、ハード面の事前防災まちづくりを検討していただきたいと思います。

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

はい、藁科委員。

藁科委員

策定に3年かけるのは長いと感じました。

今から3年前には、新型コロナウイルスは流行していなく、オリンピックを開催して、これから日本は明るい国になっていくのだろうと思っていました。

個人的には、都市計画マスタープランは20年先のあるべき姿を示すものだと考えています。

そのため、例えば3年前にマスタープランを策定していたとして、コロナ禍になったから17年後の姿が大きく変わってしまうのではなく、3年前に策定していたとしても、17年後のあるべき姿を変わずに示すものが本来のマスタープランだと思います。

市民の皆様にも考えてもらうことは、もちろん必要なことですが、あまりにも細かく決めてしまうと、マスタープランの性質を失ってしまうのではないかと思います。

このあたりは、取捨選択しながら、20年後に見てもおかしくないと思えるマスタープランを策定してほしいと思います。

都市計画課
井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

集約・連携型都市づくりの大きな方向性は、基本的には変わらないものと考えております。

その中でも、災害の要素等、もう少し踏み込んで考えるべき内容もあると感じています。

こういった様々な御意見を踏まえながら、将来を見据えた計画となるように、策定に取り組んでいきたいと考えております。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

皆様からの御質問、御意見は出尽くしたようなので、「都市計画マスタープラン策定方針について」の報告を終了いたします。

議長
大山会長

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5分程度の換気を行いますので、その間、休憩といたします。

～～～5分間 休憩～～～

議長
大山会長

みなさん、お集りのようですので、再開します。

次は「都市計画道路必要性再検証について」です。
御説明をお願いします。

都市計画課
金指

都市計画課の金指と申します。

私からは「都市計画道路必要性再検証」について、その後検証を進め、県との協議等を終えましたので、見直しの方向性について、報告いたします。

本日説明することですが、1つ目に必要性再検証の背景・目的・ながれについて、2つ目に見直し候補路線の設定について、ここまですが、昨年3月の都市計画審議会で報告した内容です。

続きまして、3つ目に新道路網での検証と見直しの方向性について、最後に、今後の予定について説明いたします。

本日は結論として、必要性再検証の結果により変更が3路線3区間、廃止が10路線12区間となったことについて、御説明いたします。

まず、「1. 必要性再検証とは」ということで、必要性再検証の背景・目的、ながれについてです。

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて定められた道路のことで、都市の骨格を形成する都市施設の一つです。

また、その主な機能としては、「交通機能」「空間機能」「市街地形成機能」の3つを有しています。

都市計画道路を定めると、道路にかかる区域内で建築制限がかかります。

これは、都市計画法の第53条などによるものですが、建築物の階数や主要な構造に対して、規制がかかっております。

このように、都市計画決定はあくまでも道路整備の1つの手法となります。

ここで、再検証に至った背景について整理します。

本市の都市計画道路は、長期間にわたり未整備・未着手となっている路線や区間があります。

そのような中で、取り巻く環境としては、人口減少や少子高齢化による人の動きの減少や、財政的な制約などがあります。

こうした背景から、土地所有者の方にとっては、土地利用計画が立てにくいなどの問題が発生しています。

それではその内容について見ていきます。

まず、都市計画道路の整備状況です。

本市の都市計画道路は、その多くが、人口増加や市街地の拡大に対応するため高度経済成長期の昭和30年代に計画されており、令和3年3月末時点で全体の約3割が未整備の状況です。

次に、取り巻く環境の変化についてです。

このグラフは、「パーソントリップ調査」における人の動きの変化を示したものです。

平成16年と平成27年の調査結果を比べるとトリップ数、つまり、人の動きが減少しております。

このことから、今後も交通量が減少することが見込まれます。

整備が進まなかった主な理由としては、建築物の増加による事業費の増大や事業の長期化、その他、新規公共投資の縮減などが挙げられます。

なかなか整備が進まないことで、様々な影響がでてきました。

整備が進まないことによる影響としては、都市計画道路にかかる土地への建築制限が長期間にわたり続いていることや、いつ事業に着手するか分からないため、土地所有者の方が土地利用の計画を立てにくいことです。

このように、土地所有者の方は、様々な影響を受けております。

このような問題がある中、都市計画道路の再検証とは、将来の交通量を推計して、道路ネットワークとして必要な路線であるかどうかを検証することです。

このため、整備を行う時期やルートなどの内容を検証するものではありません。

整備時期については、道路整備プログラムを更新する際に検討します。

それでは、なぜ、今、再検証を実施しているかですが、県が主体となって実施した調査において、最新の将来交通量推計が算出されたこと、また、「都市計画は適時・適切に見直すことが望ましい」ことから、このタイミングで実施することにしました。

なお、本市ではすでに、1回目の都市計画道路の必要性再検証を実施しており、19路線20区間を廃止する都市計画の変更を行っております。

そして、令和元年度からは2回目となる再検証に着手しました。

必要性再検証は、「富士市都市計画道路必要性再検証ガイドライン」に沿って進めております。

検証の流れは次のようになります。

まず、ステップ0として、再検証の対象路線を抽出しステップ1、対象路線がどのような必要性を有しているかの確認を行う「必要性の検証」を行いました。

ステップ2、対象路線の実現性や妥当性などについて合理性の検

証を行い「現決定を維持」と「見直し候補路線」に分類しました。
ここまでが、令和元年度第3回都市計画審議会で報告いたしました内容となります。

次にステップ3、新道路網での検証により、見直し候補路線を3つの見直しの方向性に分類しました。

その後、地域住民と合意形成を図り、都市計画変更に向けた手続きに入っていくというのが、全体の流れになります。

それでは、見直し候補路線の設定について説明いたします。

まずステップ0、再検証対象路線の抽出ですが、本市で決定されているすべての都市計画道路75路線から、改良済みや概成済みの路線などの46路線を対象外としました。

その結果、検証する路線は、29路線となりました。

その29路線を区間に分割した結果、111区間となりました。

そのうち、改良済みや概成済の区間である43区間が対象外となり、ステップ1の必要性の検証を行う区間は68区間となりました。

路線ではなく区間ごとに検証を行いますので、以後の数字は区間にて説明いたします。

必要性について検証した結果、68区間全てにおいて、何らかの必要性があることを確認しました。次のページに示したものが、検証項目の一覧になります。

一覧表のとおり、合計12の観点から、必要性を検証いたしました。

続いて、この68区間について、合理性の検証を行います。

ステップ2の合理性の検証結果から、合理性のある17区間を「現決定を維持」、合理性に欠ける51区間は「見直し候補路線」に分類しました。

次のページに示したものが、検証項目の一覧になります。

一覧表のとおり、実現性や妥当性について、合計9つの観点から、合理性を検証しました。

見直し候補路線の位置図です。

ピンク色の区間が「見直し候補路線」、緑色の区間が「現決定を維持」となっております。

必要性と合理性の検証のまとめです。

市内の都市計画道路75路線のうち、再検証対象路線は29路線となりました。

次に29路線を111の区間に分割し、そのうち、再検証の対象は68の区間となりました。

そして、必要性を検証したところ、68のすべての区間について何らかの必要性が確認されました。

続いて合理性の検証を行ったところ、現決定を維持する区間を

17区間、見直し候補路線を51区間と設定しました。

以上、ここまでの内容が、昨年3月に報告いたしました内容となります。

続きましてこの内容を踏まえ、ステップ3の新道路網での検証と見直しの方向性について説明します。

ステップ3の新道路網での検証では、見直し候補路線の51区間がなかったと仮定して、自動車や歩行者の適切な交通処理や公共交通施策や将来都市像との整合性について検証しました。

その後、県や市の道路管理者とも協議を行った上で、見直しの方向性として、現決定を維持、変更、廃止の3つの案に分類しました。

それでは具体的に、どのような作業なのか、例を挙げて説明いたします。

こちらは「自動車の適切な交通処理がなされるか」という検証項目で、廃止により周辺道路も含め渋滞が生じないかを検証したものです。

拡大部をご覧ください。

赤線の見直し候補路線を廃止した場合、赤の点線で表示した現道に渋滞が発生するかどうかを確認します。

もう少し詳しく説明いたします。

前のページの拡大部では、赤線部分の(都)吉原富士線の区間9-1、9-2と、(都)檜新田松岡線の区間12-1を廃止した場合と仮定します。

廃止した場合は、この表にありますとおり、県道富士清水線の交通量が約16,000台と倍増し、また、混雑度が1.63となるため、連続的な渋滞が発生すると考えられる状態となります。

このような場合、廃止することにより、周辺道路に影響がでてしまうため、当然廃止はできないものと判断し、これらの区間は「現決定を維持」と判断します。

その他の検証の観点については、記載のとおりです。

これらの観点についても新道路網での検証を行いました。

今回実施した新道路網での検証結果です。

「現決定を維持(案)」が53区間、「変更(案)」が3区間、「廃止(案)」が12区間という結果となりました。

参考に平成20年度に検証した際の数値をカッコ書きで表示しております。

今回の再検証により設定した「見直しの方向性」については、今後、次のように進めていきます。

「現決定を維持(案)」となった路線の都市計画決定は、そのまま残ります。

「変更(案)」となった路線は、事業化の際に変更内容を検討します。

「廃止(案)」となった路線は、地元説明会開催後に、都市計画変更の手続きを開始します。

ただし、岳南北部幹線及び本市場大淵線、比奈片田線の3路線については、富士宮市と変更時期を合わせる必要があること等から、都市計画変更の手続きには入りません。

今回は、それ以外の7路線8区間について手続きを進めていきます。

こちらの図が、今回の検証による見直しの方向性です。

廃止(案)となった区間を赤色で、変更(案)となった区間を青色で表示しています。

廃止路線は、主に工場や住宅地を通過する区間等で、近くに代替道路が存在することなどから、廃止しても道路ネットワーク上、問題のない区間となっております。

それでは、次ページ以降で各路線について説明していきます。

「1 岩淵小池下線」です。

起点から東海道新幹線の高架下までの白石工業(株)を縦断する区間を廃止します。

「2 前田宮下線」です。

(都)田子浦鷹岡線から市道水戸島宮下線までの住宅が多く建ち並ぶ区間を廃止します。

「3 比奈出口線」です。

(都)田子浦鷹岡線から県道鷹岡柚木線までの現道のない区間を廃止します。

「4 十兵衛宮島線」です。

前田宮下線から国道1号バイパスまでの住宅が多く建ち並ぶ区間を廃止します。

「5 岳南北部幹線」です。

起点から市内通過区間の全線を廃止します。

接続する富士宮市側の一部区間についても廃止する予定です。

都市計画変更の手続きは、富士宮市と調整を図りながら進めていきます。

「6 本市場大淵線」です。

新東名高速道路北側側道から廃止予定の岳南北部幹線と接続する区間を廃止します。

都市計画変更の手続きは、富士宮市と調整を図りながら進めていきます。

「7 吉原大淵線」です。

県道富士白糸滝公園線から本市場大淵線までの住宅が多く建ち並ぶ区間を廃止します。

「8 比奈片田線」です。

吉原浮島線から吉原沼津線までの工場等を縦断する区間を廃止します。

都市計画変更の手続きは、県との協議が完了した後に入っていきます。

「9 須津橋中里線」です。

市道富士岡中里線から終点までの現道が整備されている区間を廃止します。

「10 元吉原中里線」です。

(都)吉原富士線から国道1号バイパスまでのパーパス(株)を縦断する区間を廃止します。

それでは必要性再検証のまとめです。

ステップ3、新道路網の検証を行った結果、「現決定を維持(案)」が36区間、「変更(案)」が3区間、「廃止(案)」が12区間の見直しの方向性を設定しました。

最後に、今後の予定について説明します。

本日は、ステップ3の「新道路網での検証」により、見直し候補路線を3つの見直しの方向性に分類したことについて説明しました。

その後、地域住民と合意形成を図った上で、都市計画変更に向けた手続きに入っていきます。

令和3年度は、見直しの方向性について、ウェブサイトや広報ふじ等を活用して、市民の皆様へ情報提供を行います。

その後、8月末からは地元説明会を開催します。

詳細につきましては次ページの日程一覧をご覧ください。

その後、令和4年度中の都市計画変更を目指して進めていきます。

説明会は、廃止を予定する路線ごとに、昼の部と夜の部の2部構成で開催します。

なお、廃止する都市計画道路にかかる地権者の方には、個別に開催案内を送付します。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

本日は都市計画審議会です。

8月末からは9月末にかけては、地元説明会を開催し、廃止路線について説明します。

都市計画課 金指	<p>その後、県との協議や都市計画の手続きに入っていきます。 今後の予定につきましては、ウェブサイトや広報ふじ等で随時お知らせいたします。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長 大山会長	<p>ありがとうございました。 それでは、委員の皆様から質疑、御意見がございましたら、お願いいたします。 はい、佐野委員。</p>
佐野委員	<p>廃止が12区間とありますが、資料の30枚目のスライドの地図に示されているのは10区間なのはどういうことでしょうか。</p>
都市計画課 井出調整主幹	<p>30枚目のスライドでは、「5 岳南北部幹線」と「10 元吉原中里線」に「(2区間)」と記載しており、それぞれ2区間として数えると、全部で12区間となります。 これは、交通解析を行う関係で、交差点で区間を分ける必要があったためです。 また、35枚目のスライドは岳南北部幹線を示しておりますが、市道新富士インター城山線との交差点で区間を2つに分けています。 さらに、40枚目のスライドでは、元吉原中里線を示しておりますが、県道富士清水線との交差点で区間を2つに分けています。</p>
佐野委員	<p>もう1点、意見があります。 今回の報告案件とは関係ない内容かと思いますが、都市計画決定されている既存の道路について、危険箇所があるため改良してほしいと、地域住民から意見が寄せられることがあります。 これについて各所に依頼にいくと、都市計画決定されている既存の道路は将来的に整備されるため、二重投資になってしまい、改良は難しいという回答をもらいます。 しかし、危険な箇所は、すぐに改良すべきではないでしょうか。 市内の横の連携を十分にとって、すぐに改良すべき箇所にも目を向けてほしいと思います。</p>
都市計画課 井出調整主幹	<p>御意見ありがとうございます。 まず、今回の都市計画道路必要性再検証では、都市計画決定を将来的に残すかどうかを考えるものであり、整備を行う時期や内容を検証するものではないということは御理解いただきたいところでございます。 なお、10枚目のスライドにあるように、都市計画道路の整備を実施する時期については、道路整備プログラムにて検討を行います。 いただいた御意見を踏まえて、市内各課との連携を密にとり、地域住民の方々の思いを反映できるよう努めたいと思います。</p>

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。
はい、佐野委員。

佐野委員

都市計画道路の関連で、都市計画公園については同様の検証はありますか。
どのような状況かを教えていただきたいです。

都市計画課
井出調整主幹

都市計画公園は、都市計画施設に位置付けられ、建築制限がかかるため、都市計画道路と同様に再検証が必要であると考えております。

都市計画道路については、平成20年度に再検証のガイドラインを策定しておりますが、都市計画公園については、ガイドラインがまだ策定されておられませんので、まずは、都市計画公園見直しガイドラインの策定を今年度から2か年かけて行う予定です。

都市計画公園見直しガイドラインについては、今年度末の都市計画審議会で提示したいと考えていますので、その際は、御意見をいただきたいと思っております。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。
はい、太田委員。

太田委員

資料の35枚目のスライドの岳南北部幹線について質問があります。

このスライドで、「手続時期を富士宮市と調整中」と書かれていますが、これまでの経緯と今後の見通しについて教えていただきたいです。

都市計画課
井出調整主幹

岳南北部幹線は市街化調整区域内に位置付けられ、新富士インターから富士宮方面に通り抜けることを期待された道路です。

資料の35枚目のスライドを見ると、岳南北部幹線の東側には主要地方道富士白糸滝公園線、北側には主要地方道富士富士宮由比線、西側には市道新富士インター城山線が既に整備されています。

そこで、都市計画決定がされた当初の時期よりも、周辺道路が十分に整備されていることや、交通量推計を踏まえて、県や富士宮市と協議し、廃止しても既存の道路でまかなえるという結論に至りました。

また、富士宮市は岳南北部幹線の西側の区間について、廃止の検討をしています。

もちろん、周辺の道路網が整備されており、交通量が問題ない区間を廃止するため、一部分は都市計画決定を残す区間もありますが、基本的には、将来的に交通量が確保できるかということや、渋滞がないか等を検証したうえで、廃止の判断を下していることを御理解いただきたいと思っております。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

この後、住民説明会等を経た後に、都市計画審議会で審議・決定をすることになります。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10分程度の換気を行いますので、その間、休憩といたします。
15時40分から再開します。

～～～10分間 休憩～～～

議長
大山会長

それでは、審議会を再開します。

「第四次国土利用計画（富士市計画）の改定について」です。
御説明をお願いします。

都市計画課
石川

都市計画課の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告案件の3つ目「第四次国土利用計画 富士市計画の改定について」、御説明いたします。

お配りしております資料は、資料3-1の計画書の本編と資料3-2の新旧対照表ですが、本日は3-1計画書本編に沿って御説明いたします。

まず、国土利用計画は、国土利用計画法に基づき国が定める全国計画や、都道府県が定める都道府県計画を基本とし市町が定めるもので、本市の土地利用の指針となるとともに、開発行為に対する規制・誘導等に当たっての根拠となるものです。

国土利用計画につきましては、平成27年12月に、現行計画である第四次計画を策定いたしました。SDGsに代表される持続可能な社会の構築及び脱炭素社会の形成などの国を挙げた取組や、昨今の社会経済情勢に的確に対応するとともに、本計画の骨子部分は、第六次富士市総合計画の土地利用フレームとして設定しており、その整合を図るため計画の改定を行うものであります。

また、現在本改定案につきましては、すでに静岡県「市町国土利用計画調整会議」で審議され、県との協議は終了しております。

それでは、目次をご覧ください。

計画の構成は、国・県の計画と概ね同様の構成であります。計画案の内容につきましては、現行計画から修正した部分を中心に御説明いたします。

1ページの「第1章 市域の土地利用に関する基本構想」の「第1節 国土利用計画（富士市計画）策定の背景と意義」をご覧ください。

ページ中ほどからになります。＜計画策定の背景＞では2段落目に都市内において空き地や空き家などの小規模な低・未利用地がランダムに発生する現象である「都市のスポンジ化」や、最後の段落に国際目標であるSDGsについての記述を追加いたしました。

2ページをご覧ください。

「第2節 土地利用の基本方針」ですが、第六次富士市総合計画で掲げる「富士山とともに輝く未来を拓くまち富士」を目指し、長期的展望に立ち、5つの基本方針に沿って土地利用を進めてまいります。

ページ下段、基本方針の「1 環境との共生を目指した土地利用」の「(1) 富士・愛鷹山麓地域をはじめとする自然環境との共生」においては、2段落目で従来の美しい景観や自然環境の保全と創造に努めることに加え、生物多様性に関する取組を進めることを記述いたしました。

また、その下、3段落目では、本年4月から施行した「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」についての記述を追加しております。

3ページをご覧ください。

2つ目の基本方針「安全・安心を重視した土地利用」の「(1) 災害に強いまちづくりの推進」では、国土強靱化基本法に基づき、国を挙げて取り組んでおります「国土強靱化」についての記述を追加いたしました。

4ページをご覧ください。

ページ上段、4つ目の基本方針である「まちの活力を生み出す土地利用」の「(2) まちなかへの都市機能誘導施設等の集積促進」です。

以前、都市計画審議会においてもご審議いただきましたが、本市では平成31年3月に、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定いたしました。

計画では、商業・医療・公共施設など都市の魅力や活力を向上させる施設を都市機能誘導施設とし、これら施設の誘導・集約を図る区域として都市機能誘導区域を設定しております。

本計画と「立地適正化計画」との整合を図るため、表題と文章の中でこれまで用いていた「高次都市機能」という記載を、「都市機能誘導施設」に変更する等の修正を行っております。

また、ページ下段の「第3節 利用区分ごとの土地利用の基本方向」ですが、国土利用計画では、土地の利用区分を農地、森林、原野、水面等、道路、宅地、その他の7つに区分し、各々の土地利用の基本方向を設定しております。

「1 農地」では、これまで「宅地化すべきもの」と位置付けられておりました「市街化区域内農地」、いわゆる都市農地について、貴重な緑として都市にあるべきものとし、5ページの1行目に市街化区域内農地は計画的な保全と利用を図ることと記述を追加して

おります。

6ページをご覧ください。

「6 宅地」の「(1) 住宅地」についてであります。2段落目に低・未利用地や空き家の有効利用等の推進について、記述を追加いたしました。

7ページをご覧ください。

「7 その他」の土地利用区分の中で最後の段落となりますが、これまでの耕作放棄地という記述を、県計画との整合を図り、荒廃農地に変更いたしました。

8ページをご覧ください。

「第2章 市域の土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」です。

まず、「1. 計画の目標年次」ですが、第六次富士市総合計画と整合を図り、令和13年とし、規模の目標等の設定にあたっての基準年次を平成30年としております。

続きまして、「2. 将来人口・世帯数」のうち、目標年次における将来人口ですが、国土利用計画は住民基本台帳ではなく、国勢調査に基づき算出することとなっております。算定にあたりましては国勢調査結果をベースとする国立社会保障人口問題研究所の推計値を用い、令和13年の推計人口を21万8千人としております。

なお、世帯数につきましては10万1千世帯と想定しており、こちらは基礎自治体レベルでは社人研推計が算出されていないため、総合計画の増減率を基に算出いたしました。

9ページをご覧ください。

7つの土地利用目的に応じた区分ごとの市域全域の目標年次における規模の目標値です。

表の見方ですが、一番上の行に目標年次の記載があり、左側の列には7つの土地利用区分などを記載しております。

目標値の設定にあたりましては、これまでの実績値の推移から見た今後の予測や、今後予定する大規模事業等に基づく利用区分の転換等を考慮した上で算出を行っております。

表の中を見ていただきまして、「1 農地」につきましては基準年次であります平成30年から、計画年次である令和13年の間で、一番右側の列の増減面積を見ていただきますと、277ha減少すると見込んでおります。

これは、実績値に基づく推計による値であります。

「2 森林」につきましては、62haの減少としており、これは主に開発・整備計画に伴う減少によるものであります。

「5 道路」につきましては、道路整備計画及び宅地開発等に基づく53haの一般道路面積の増加、また、これに農道・林道の増減を合わせまして、合計50haの増加となっております。

「6 宅地」につきましては、218haの増加としております

が、内訳といたしまして、住宅地が77ha、工業用地が63ha、その他の宅地が78ha増加するものと見込んでおります。

10ページ・11ページをご覧ください。

国土利用計画では、自然的・社会的・経済的条件等を考慮した上で、市域を「保全の地域」「保全と共生の地域」「共生の地域」「都市活動の地域」の4つの地域に区分しております。

詳細は11ページの図のとおりであります。これは平成17年に策定した第三次計画で設定したものであり、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」でも、この考えに基づき都市づくりの方針や具体的な土地利用施策を定めていることから、現行計画と変更はございません。

12ページから15ページは、4つの地域区分ごとの目標値となります。

本日はお時間の都合上、詳細な説明は省略いたしますが、保全の地域では土地利用の転換は見込まず、既存の自然環境を保全していくこと、また、市域全体における農地の減少や住宅地の増加は主に都市活動の地域及び共生の地域で受け止めるなど、地域区分の考え方と整合を図っております。

16ページをご覧ください。

設定いたしました規模の目標を達成するために必要な措置の概要です。

第1節から18ページの第5節までについては「総合的な措置」について定めたものであります。

第1節の「土地利用関連法規等の適切な運用」では、都市再生特別措置法などの現計画策定後に制定された法律を追加しております。

また、17ページの「第4節 環境の保全・創造」の「1. 自然環境の保全・創造」では、4段落目に、本市で問題となっている土砂等の土地の埋立に関する記述を追加いたしました。

18ページをご覧ください。

第6節では土地の「利用区分ごとの措置及び有効利用の促進」について定めております。

「1 農地」につきましては、1段落目に、農地の中間的受け皿となる、農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約化について記述いたしました。

20ページをご覧ください。

「6 宅地」の「(1) 住宅地」ですが、1段落目には、低・未利用地や空き家の利活用についての記述を追加いたしました。

「(2) 工業用地」ですが、2段落目で、これまで「東名高速道路や新東名高速道路のインターチェンジ周辺地区において、流通業務施設等の集積を図る」としていた記述を、地域振興・産業振興に寄

与する産業をターゲットにする必要があるため、「産業施設等の集積を図る」に修正いたしました。

これは、インターチェンジ周辺の立地優位性を最大限に発揮するには、流通業務のみならず、地域振興・本市活力の向上に寄与する産業をターゲットにする必要があるとの考えによるものであります。

21ページをご覧ください。

第7節の「地域整備施策等の推進」です。

ここからは、4つの地域区分ごとに取り組む施策とより明確な目的を持って土地利用施策を展開するゾーンについての記述となります。

まず、すべての地域における施策は、集約・連携型のまちづくりの考え方と、富士山の眺望への配慮を踏まえることとしております。

集約・連携型のまちづくりは、都市計画マスタープランや立地適正化計画など、本市の土地利用計画で定める都市の骨格形成の考え方であり、これらの上位計画となる国土利用計画においても、大きな方向性として示しております。

今回、ゾーンの修正を行っておりますので、24ページのA3版「土地利用構想図」に沿って、左側の現計画から、右側の改定版案に修正したゾーンを中心に御説明いたします。

まず、ゾーニングの中でも一番北側にございます「産業活力創造ゾーン」につきましては、これまでの「産業活力育成ゾーン」から名称を変更、本市で定めております「市街化調整区域の立地基準」に合わせて「地域振興及び産業振興のための工場」等の一層の集積を図ることとし、市街化区域内に企業ニーズを満たす一団の土地がないこと等を背景に、主に北側と西側にゾーンの拡大を行いました。

次に、「インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン」につきましては、名称の変更はありませんが、適切な基盤整備と周辺環境に配慮した上で、民間活力による産業施設等の立地誘導を図っていくこととし、新東名高速道路北側に一部ゾーンの拡大を行っております。

次に、「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」ですが、これまでの「歴史・文化交流ゾーン」が、文化交流の響きが強いと指摘を受けたため、歴史や文化へのふれあいを通じて交流が生まれるというコンセプトのもと、「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」に修正し、新たに龍巖淵や潤井川周辺等を含めるよう、ゾーンを一部北東側に拡大しております。

次に、「まちなかまちづくりゾーン」です。名称の変更はありませんが、本市場大淵線の整備等による、今後の周辺土地利用の可能性を踏まえて、一部ゾーンの北側部分を拡大しております。

最後に、「浮島ヶ原緑地保全ゾーン」です。こちらも名称の変更はありませんが、当該ゾーンの自然環境の保全、農業の振興といっ

都市計画課
石川

た土地利用のコンセプトを踏まえ、ゾーン内に存在している浮島工業団地を除くこととし、ゾーン中心の南側部分を一部縮小しております。

内容の説明は以上となりますが、今後、12月の第六次富士市総合計画の議決に合わせ、市長決裁により策定とする予定です。

以上、計画案の概要について御説明いたしました。

議長
大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、御意見がございましたら、願いたいします。

はい、藁科委員。

藁科委員

資料3-1の6ページ「(3) その他の宅地」についてです。

最後の行に「都市機能誘導施設については都市拠点周辺への集約的な配置を図る」とありますが、「都市拠点周辺」は、4ページ「(2) まちなかへの都市機能誘導施設等の集積促進」にて「まちなか」とされているので、「(3) その他の宅地」においても「まちなか」という表記で良いのではないのでしょうか。

都市計画課
井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

おっしゃる通りでございます。

資料3-1の6ページ「(3) その他の宅地」の「都市拠点周辺」は、「まちなか」に修正いたします。

議長
大山会長

他に質問、御意見はいかがでしょうか。

はい、青木委員。

青木委員

資料3-2の新旧対照表を見ることで、変更箇所が多くあるように感じました。

代表的なものとして、9ページ「将来人口」が23,900人から21,800人変わっています。

10ページでは、農地の土地利用について、「増減面積」が「▲252」から「▲277」変わっています。

17ページでは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等の記述が追加されています。

18ページでは土砂等の埋め立てについて、追加で記載されています。

かなり大きく変化しているように感じるので、新旧対照表を用いて説明していただいた方が分かりやすかったのではないかと思います。

また次回はその様によりしく願います。

都市計画課
井出調整主幹

御意見ありがとうございます。

都市計画課 井出調整主幹	<p>国土利用計画は、県や国の計画と照らし合わせながら、現計画とどのように変化したかを示すために、新旧対照表を添付しています。</p> <p>人口や土地利用状況は、近年の状況や実績を踏まえて変更されています。</p> <p>また、土砂の埋め立てについては、富士市においても問題となっていますので、新しく盛り込みました。</p> <p>今後、新旧対照表を用いた説明を取り入れ、分かりやすい説明を心掛けたいと思います。</p>
議長 大山会長	<p>他に質問、御意見はいかがでしょうか。</p> <p>はい、太田委員。</p>
太田委員	<p>資料3-1の1ページ「〈計画策定の背景〉」の5行目から記載されている「人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う都市のスポンジ化が危惧される中で」という部分について質問します。</p> <p>この部分は新たに追加されたようですが、都市のスポンジ化は「危惧される」というよりも、現在進行形の課題だと感じます。</p> <p>「危惧される」という表現であれば、資料3-1の16ページ「第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要」はこの内容で問題ないかと思えます。</p> <p>しかし、都市のスポンジ化はもっと早いスピードで進行していると私は感じますが、その点についてはどのように考えていますか。</p>
都市計画課 井出調整主幹	<p>おっしゃる通り、都市のスポンジ化は喫緊の課題であります。</p> <p>富士市においても、空地の調査を平成27年に実施していますが、それから5年も経過しているため、再度の調査の実施を予定しています。</p> <p>しかしながら、都市のスポンジ化の実態及び全容は掴みづらいのが現状でありますので、本計画においても「危惧される」という表現を使用しました。</p> <p>ただ、御指摘の通り、厳しい状況であることは理解しておりますので、今後対策を充実させていきたいと考えています。</p>
議長 大山会長	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>それでは、進行を事務局にお戻しします。</p>
事務局 三尋木	<p>ありがとうございました。</p> <p>「次第4 その他」といたしまして、次回の審議会開催予定をお知らせいたします。</p> <p>次回の審議会は、年が明けまして令和4年1月の開催を予定しております。</p> <p>日程等が決まりましたら、改めて御連絡差し上げます。</p>

事務局
三尋木

また、会議録につきまして、今回の審議会は報告案件のみでありましたので、会議録署名は省略とさせていただきます。

後日、会議録を送付いたしますので、ご査収をお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

(午後4時10分 閉会)